消費者機構日本ニュースレター

126号

1. 特定適格消費者団体の認定申請と記者発表を行いました

さる10月1日に施行された消費者裁判手続法により、内閣総理大臣に認定された特定適格消費者団体が、共通の原因で多数発生する消費者契約被害について、被害回復の訴訟を提起することができるようになりました。

消費者機構日本は、10月3日(月)、消費者庁を通じて、内閣総理大臣あてに「特定適格消費者団体」の認定を申請し、あわせて認定申請に関する記者発表を行いました。



当日は、午前10時30分に消費者庁に伺い、当機構の中山弘子会長より、消費者庁消費者制度課の加納克利課長に申請書の手渡しが行われました。

その後、11時より場所を記者会見室に移し、記者発表を 行いました。

冒頭、中山会長より、ただいま認定申請を行ったこと、制度活用に対する課題と期待について報告を行いました。

続いて、佐々木副理事長より、集団的消費者被害回復のた

めの訴訟制度の概要説明と必要性について、これまでの差止事例に基づいて、この制度があれば被害回復が図られたであろうケースの紹介と、消費者にとってのこの制度のメリット等について説明が行われました。

出席した記者からは、「この制度を活用していくうえでの課題は何か」、「年間2~3件程度の 案件を想定しているとの事だが、その根拠は何か」、「被害回復の対象となる範囲が限られており、 拡大被害や逸失利益、慰謝料等が含まれていないことについて」などの質問が出されました。ま た、記者発表が終了した後も数社の記者より個別に、より細かな質問が出されるなど、今回の認

定申請および消費者裁判手続き特例法の施行に関する関心の高さがうかがわれました。

今後、消費者庁において申請内容の審査が行われ、順調にすすめば2~3か月後に、特定適格消費者団体の認定を うけることができます。

当機構としては、認定を受けた場合に、円滑に被害回復 関係業務を遂行できるよう、実務的な準備をすすめてまい ります。



2. クリスタルインターナショナル公表報告

〜㈱クリスタルインターナショナル ご結婚挙式披露宴規約の申込金・解約料の取扱いについて、 さらに改善が実施されました!〜

消費者機構日本(以下「当機構」という。)は、消費者から情報提供を受け、2012年から株式 会社クリスタルインターナショナル(以下「当該事業者」という)が運営する結婚式場のご結婚 挙式披露宴規約(以下「規約」という)の契約解除時の申込金の取扱いについて協議を行い、一 部規約が改善されました。

以前の経緯は 下記前回公表原稿(2013.2.13)参照 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130208_01.html

しかし、2012年11月から順次改定された規約の運用において、申込金の取扱いに矛盾点(解 約時に申込金が解約料に含まれる場合と含まれない場合が発生)があるとの追加情報提供があり、 引き続き規定の明確化を要請していました。

これに対して、当該事業者では改善検討を継続して行っていただき、当機構の申入れの内容を受 け入れて、建築工事請負契約書を改定したため、本協議を終了しました。

①2015年6月使用開始規約の改定点

申込金は会場確保の対価という内容が削除され、挙式披露宴費用の前受金であることが明記 されて、前受金が解約料に明確に充当される規定となりました。

また、申込金の金額について、最初の20万円から段階的に50万円まで積み上げていく方式 から、最初の20万円のみ支払う方式の規定に変更されました。

②2016年9月使用開始規約の改定点

2015年6月使用開始の規定で、解約料の規定が大幅に変更されましたが、この解約料の規定 が一部改善されました。

当該事業者は、改定後の建築工事請負契約書を本年9月1日から使用開始しています。本件に つきましては、合意書を締結しました。

詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_160926_01.html

3. 第23回消費者志向経営セミナー「消費者法制の基礎セミナー」

既にご案内をしておりますが、このセミナーは、消費者法制(消費者基本法・消費者契約法・ 特定商取引法・景品表示法・食品表示法)の概要、体系を解説し、消費生活相談の実情などを学 びます。今年度は、消費者契約法・特定商取引法の改正事項が入ります。引き続き参加申込みを 受けておりますので、ご検討をお願いいたします。

- 1. テーマ 消費者法制の基礎セミナー
- 2. 日 時 2016年10月26日(木) 13時30分~17時00分(受付 13時~)
- 3. 会 場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
- 4. 参加費 お一人様 7,000円
- 5. 対象者 企業・団体の法務・内部統制・コンプライアンス・顧客対応・消費者契約担当部 門の新任担当者、消費者法制の基礎的な学習を希望する方
- 6. 参加人数 50名
- 7. セミナー内容 13:30-16:30 消費者法制の概要・消費者契約法の解説と差止請求事例

講師:佐々木 幸孝 氏

(東京弁護士会 消費者問題特別委員会委員、専修大学法科

大学院客員教授、消費者機構日本副理事長)

16:30-17:00 消費生活相談の業務と事業者への要望

講師:大谷 聖子 氏

(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

消費者相談室副室長 消費者機構日本理事)

4. 全国の適格消費者団体のホームページ公表情報 (9月1日~9月30日分)

○各適格消費者団体(14団体)のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者等への申 入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名	公表情報(9月1日~9月30日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	■9月1日:ミサワホーム北海道株式会社との申入れ協議が終了しましたので、経過を公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=365 ■9月1日:結婚式場運営会社 ㈱テイクアンドギヴ・ニーズ訴えの全部を取り下げました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=364
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については 左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	■8月8日: (株)クリスタルインターナショナル ご結婚挙式 披露宴規約の申込金・解約料の取扱いについて、さらに改 善が実施されました! http://www.coj.gr.jp/zesei/topic 160926 01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	■9月6日:健康食品の不当広告表示が是正されました http://www.zenso.or.jp/dantaisoshou/moushiire/%e5%81%a 5%e5%ba%b7%e9%a3%9f%e5%93%81%e3%81%ae%e4%b 8%8d%e5%bd%g3%e5%ba%83%e5%91%8a%e8%a1%a8%e 7%a4%ba.html ■9月6日:ネット販売「葉酸サプリの定期購入」の規約及び広告・表示が是正されました http://www.zenso.or.jp/dantaisoshou/moushiire/%e3%83%8 d%e3%83%83%e3%83%88%e8%b2%ag%e5%a3%b2%e3%8 0%8c%e8%91%89%e9%85%b8%e3%82%b5%e3%83%97%e 3%83%aa%e3%81%ae%e5%ae%9a%e6%9c%9f%e8%b3%b c%e5%85%a5%e3%80%8d%e3%81%ae%e5%ba%83%e5%9 1%8a%e3%83%bb%e8%a1%a8.html
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	■9月23日付:株式会社メディアハーツから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2241.html ■9月30日付:株式会社アイディール・ライフから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2256.html

	■9月26日:株式会社KDDIに対して、再問合せ書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2259.html
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	■9月16日:「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」についての意見書を、全国14適格消費者団体の連名で提出しました。http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n id=10000633 ■9月16日:「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に関する意見募集に対する意見を消費者庁に提出しました。http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000632 ■9月29日:コインパーキングを運営するパラカ(株)の精算後バック時の取り扱い等に関する検討及び意見交換の結果の公表http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000635
《ひょうご消費者ネット》	■9月1日:株式会社ベルカデイアに対して差止請求訴訟を提起しました。
http://hyogo-c-net.com/	http://hyogo-c-net.com/overture.html#160901
《消費者ネットおかやま》	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については
http://okayama-con.net/	左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネット広島》	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については
http://www.shohinet-h.or.jp/	左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については
http://www.cso-fukuoka.net/	左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については
http://oita-shohisyanet.jp/	左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については
http://www.net-kuma.com/	左記のホームページをご覧ください。
《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum. or.jp/main/1.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については 左記のホームページをご覧ください。



適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本 発行人:和田寿昭 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077